

# 高齢者の総合相談窓口

## ■お近くの高齢者あんしんセンター■

市内6か所の高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）は、地域で暮らす高齢者（65歳以上）の生活を支える総合相談機関で、次の3つの業務を行っています。

- ①高齢者の介護や健康、福祉、医療、生活に関する相談
- ②高齢者虐待に関する相談や通報の受付
- ③要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者に対するサービス利用の調整

中学校区ごとに高齢者あんしんセンターが設置されています。

お住まいの中学校区の高齢者あんしんセンターへお気軽にご相談ください。

問い合わせ時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

中学校区	担当地域	担当の高齢者あんしんセンター
島田第一中学校	伊久身地区、大長地区、河原、稲荷、向谷、大井町、三ッ合町、向谷元町、扇町、日之出町、本通1・2丁目、向島町、宮川町、中溝町、中溝四丁目、若松町、栄町、横井	<b>高齢者あんしんセンター第一</b> 住所 島田市中溝町1714番地の1 (介護老人保健施設『アポロン』内) 電話 33-0882 ファックス 34-2358 メール shimada-dai1kita-houkatsu@kenshikai.or.jp
島田第二中学校	大川町、新町通、南、高砂町、本通3～7丁目、宝来町、幸町、中央町、柳町、大津通、新田町、祇園町、旗指、中河町、元島田、元島田東町、旭、松葉町、御仮屋町、上野田、東野田、西野田、落合、尾川、大草、千葉、ばらの丘1・2丁目	<b>高齢者あんしんセンター第二</b> 住所 島田市中央町1番の1 (島田市役所内1階) 電話 34-3240 ファックス 32-9180 メール shimada-daini-houkatsu@shimada-shakyo.jp
六合中学校	道悦1～5丁目、道悦島、高島町、御請、細島、東町、阿知ヶ谷、東光寺、岸町、岸	<b>高齢者あんしんセンター六合</b> 住所 島田市道悦五丁目13番3号 (六合公民館『ロクティ』内) 電話 32-9699 ファックス 32-9965 メール rokugo-houkatsu@bz04.plala.or.jp
初倉中学校	湯日、牧之原、阪本、船木、大柳、大柳南、中河、井口、南原、岡田、月坂	<b>高齢者あんしんセンター初倉</b> 住所 島田市阪本1336番地の1 (初倉地域総合センター『くらら』内) 電話 30-0617 ファックス 38-0637 メール hatsukura-houkatsu@sage.ocn.ne.jp
金谷中学校	金谷地区	<b>高齢者あんしんセンター金谷</b> 住所 島田市金谷代官町3400番地 (金谷地区生活交流拠点施設内) 電話 45-5610 ファックス 47-0588 メール shimada-kanaya-houkatsu@shimada-shakyo.jp
川根中学校	川根地区	<b>高齢者あんしんセンター川根</b> 住所 島田市川根町身成3298番地の8 (ウエルシア島田川根店横) 電話 58-0321 ファックス 58-5171 メール shimada-kawane@welcia-yakkyoku.co.jp

## 元気な高齢者のためのサービス

### ■パワーリハビリ教室■

- (利用料) 4,000円
- (対象者) 次の全てに該当する方  
①65歳以上の方  
②要介護認定を受けていない方  
③医師からの運動制限がなく自主的にトレーニングが可能な方
- (内容) 低負荷のトレーニングマシンを使って身体機能の維持・向上を図ります。  
島田市シニアサポーター協議会がサポートします。
- (実施期間) 第1期(4月～9月)  
第2期(10月～3月)
- (問い合わせ先) 包括ケア推進課 地域支援係(34-3288)

### ■シニアトレーニングサポーター養成講座■

- (対象者) 次の全てに該当する方  
①おおむね60歳から70歳までの方  
②要介護認定を受けていない方  
③運動制限のない方
- (内容) 低負荷のトレーニングマシンの使用方法を学びます。  
講座終了後はシニアサポーター協議会に登録し、主にパワーリハビリ教室事業の支援をお願いします。
- (実施期間) 第1期(5月～8月)  
第2期(11月～2月)
- (受講料) 500円
- (問い合わせ先) 包括ケア推進課 地域支援係(34-3288)



## ■居場所■

「居場所」とは、地域住人の方などが主体となって運営し、子供からお年寄りまで、誰もが気軽にふれあえる交流の場です。

居場所は、いつでも、だれでも、自由に過ごし方を選べる場で、活動目的や対象者を限定せず、多世代のふれあい生まれることを目指しています。

お近くの居場所などにつきましては、「島田市わが街ガイド」で検索するか下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）包括ケア推進課 地域支援係（34-3288）

## ■しまトレ■

「しまトレ」とは、「しまだ市っ歌りげんき体操」と「しぞ〜かでん伝体操」の総称、しまだを元気にする体操（トレーニング）のことです。

「しまだ市っ歌りげんき体操」は気持ちよく身体を動かす準備運動で、「しぞ〜かでん伝体操」は日常生活に必要な筋肉を鍛える体操です。

自分らしくいつまでも元気で生活するためにも、週一回以上しまトレを実施することをお勧めします。

お近くのしまトレなどにつきましては、市ホームページ又は「島田市わが街ガイド」で検索するか下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）包括ケア推進課 地域支援係（34-3288）



## ■e スポーツ教室事業■

### 「e スポーツとは？」

e スポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

e スポーツと一般的なスポーツは、「一定のルールに従って、身体活動を伴う競技を楽しむこと」という意味では、共通な概念を持っています。

### ① e スポーツ体験会

- (対象者) 市内在住の65歳以上の方
- (会場) 保健福祉センター はなみずき 3階 運動室 or 研修室
- (内容) 講師の楽しく丁寧な説明を受けながら e スポーツを体験できます。
- (日程) 令和5年10月13日、11月10日、12月1日、  
令和6年1月12日、2月9日、3月1日(いずれも金曜日)
- (時間) 午前10時～正午
- (受講料) 無料
- (定員) 各回10名程度
- (問い合わせ先) 包括ケア推進課地域支援係(34-3288)

### ② e スポーツ出前講座

- (対象者) 市内で活動している通いの場等
- (会場) 各地域の公会堂等
- (内容) 地域の通いの場等へ機器を持ち込み、e スポーツの体験講座を実施します。
- (日程・時間) 包括ケア推進課までご相談ください。
- (費用) 無料
- (問い合わせ先) 包括ケア推進課地域支援係(34-3288)

### ③ eスポーツサポーター養成講座

- (対象者) 市内在住の方  
(会場) 保健福祉センター はなみずき 3階 運動室 or 研修室  
(内容) 危機の設置方法や操作方法など、eスポーツの基礎知識を学ぶ講座です。  
(日程) 令和5年11月1日(水)、9日(木)、  
15日(水)、21日(水)  
令和6年1月11日(木)、17日(水)、  
24日(水)、31日(水)  
(時間) 午前10時～正午(1月11日のみ午後2時～4時)  
(受講料) 無料  
(定員) 各回10名程度  
(問い合わせ先) 包括ケア推進課地域支援係(34-3288)

### ④ eスポーツルーム

- (対象者) 市内在住の方  
(会場) 保健福祉センター はなみずき 3階 運動室 or 研修室  
(内容) eスポーツを気軽に体験できる場として開放します。  
(日程) 概ね毎週金曜日、午後1時30分～3時30分  
(時間) 午前10時～正午  
(費用) 無料  
(問い合わせ先) 包括ケア推進課地域支援係(34-3288)

## ■ふれあい事業■

### ① 地域ふれあい事業

- (対象者) おおむね80歳以上の方。  
自力で通える方または、家族で送迎が可能な方。
- (会場) 各地域の公会堂など
- (内容) 町内のボランティアスタッフが軽いレクリエーションなどを行い、楽しい時間を過ごします。
- (日程) 地区のボランティアスタッフへお問い合わせください。
- (利用料) 基本的には無料ですが、会費を集める地区もありますので、詳細は地区のボランティアスタッフにお問い合わせください。

No	包括	名称	地区
1	第一	伊太・相賀ふれあいクラブ	伊太・相賀
2		赤松・柳島なかよし会	相賀
3		神座・鶏網さわやかクラブ	神座・鶏網
4		やまびこクラブ	伊久身
5		鞆台みのりの会	河原町
6		さわやかいなり	稲荷町
7		向谷元町ふれあいクラブ	向谷元町
8		みつあい健康クラブ	三ッ合町
9		たちばなクラブ	本通一丁目
10		ふれあいのぎくの里	扇町
11		第2学区ふれあい健康体操の会	第二小学区
12		中溝町健康クラブ	中溝町
13		横井ふれあいサロン	横井
14	第二	大川町すみれ会	大川町
15		南町お達者クラブ	南町
16		高砂町すこやか会	高砂町
17		七丁目ふれあいの会	本通七丁目
18		けやき元島田	元島田
19		旭町健康サロン	旭町
20		御飯屋町健康とふれあいサロン	御飯屋町

No	包括	名称	地区
21	六合	道悦高齢者ふれあいの会	道悦
22		岸町ふれあい交流会	岸町
23		東町ふれあいタイム	東町
24	初倉	はつくら健康クラブ	初倉地区
25		しろやまサロン	湯日地区
26		下湯日悠遊クラブ	下湯日
27		谷口ふれあいひまわり会	谷口上
28		中河ほのぼの会	中河
29		井口ふれあいクラブ	井口
30		南原いきがいクラブ	南原
31		サロンおかだ	岡田
32		ほっと月坂	月坂
33		金谷	陽だまり広場
34	PPK天王・二軒家		天王・二軒家
35	わたげの広場		金谷中央
36	ふれあいいずみ		金谷泉町
37	エミテルサロン		金谷東町
38	北五和高福神ズ		北五和
39	おしゃべり会		島
40	大代ふれあいサロン		大代
41	川根	まめったい会	笹間

## ②はなみずきふれあい事業

- (対象者) 65歳以上の方  
 (会場) 保健福祉センター「はなみずき」  
 (内容) ボランティアスタッフが中心となって、下の表の活動を行います。  
 (利用料) 基本的には無料ですが、材料費などの実費を集める会もあります。

会の名前	活動内容	時間
ひまわりの会	手芸の日、何を作るかお楽しみ	午前10時～正午
足の裏健康クラブ	健康は足の裏から	午後1時30分～午後3時
コーラスあざみ	みんなで楽しく歌いませんか	午前10時～正午
ビーズの会	ビーズ細工で楽しむおしゃれ	午前9時～正午
ぎんの会	美しい詩歌を吟じて健康づくり	午前10時～正午
笑顔クラブ	絵手紙を書こう	午前10時～午前11時30分
カトリア会	大正琴を楽しみましょう	午後1時～午後3時30分
パタンクしまだ	みんなでパタンク（ニュースポーツ）を楽しみましょう	午前9時30分～正午
楽ヨーガ	ヨーガで心身ともにリフレッシュ	午前10時～午前11時30分
うづき	みんなで体を動かそう	午後1時30分～午後3時
楽々H	みんなで楽しく健康麻雀	午後1時～午後4時30分

※日時は、毎月発行する地域ふれあい事業日程表をご確認ください。

(問い合わせ先) 包括ケア推進課 地域支援係 (34-3288)  
 ※くわしい日程や代表者の連絡先等は、包括ケア推進課  
 地域支援係 (34-3288) へお問い合わせください。

## ■いきいきクラブ(老人クラブ)■

高齢者の豊富な知識と経験を生かし、老後の生活を豊かで楽しいものにするだけでなく、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

(対象者) おおむね60歳以上の方

(活動内容)

①教養活動

講演会や研修会など

②健康づくり活動

グラウンド・ゴルフ、輪投げ、健康ウォーキング、  
レクダンス、ボッチャ、eスポーツ、体操など

③地域社会活動

奉仕(ボランティア)活動、友愛訪問など

④趣味、サークル活動

書道、民謡、健康カラオケなど

No	地区	名称	町名	No	地区	名称	町名
1	直 属	親和会	相賀	20	第 六	伊太睦会	伊太
2	第 一	稲友会	稲荷	21		川島寿会	身成
3		元寿会	向谷元町	22	第 七	下湯日白寿会	下湯日
4		三ツ和クラブ	三ツ合町	23		色尾むつみ会	色尾
5	第 二	本通一丁目菊月会	本通一丁目	24		初倉会	旧初
6		大井町いきいきクラブみどり会	大井町	25		谷口敬満会	谷口
7	健笑会	中溝町	26	大柳満月会		大柳	
8	第 三	高砂町高宝会	高砂町	27		井口老人クラブときわ会	井口
9		旭町老人クラブ喜楽会	旭町	28		南陽会	南原
10		元宮の会	御飯屋町	29	岡田長生会	岡田	
11	第 四	友楽会老人クラブ	中河町	30	金 谷	翡翠会	月坂一丁目
12		中楽会	中央町	31		和会	月坂二丁目
13		旗指寿楽会	旗指	32		猪老会	猪土居
14		七丁目七福会	本通七丁目	33		姫寿会	宮崎町
15		元美会	元島田	34		栄寿会	栄町
16	第 五	こすもすクラブ	道悦	35		千歳会	根岸町
17		寿会	道悦	36		若葉会	代官町
18		阿知ヶ谷永寿会	阿知ヶ谷	37	弥生会	泉町	
19		東町 延寿会	東町				

(問い合わせ先) 島田支部事務局 37-7550 (伊太なごみの里内)

金谷支部事務局 46-3566 (金谷支所内)

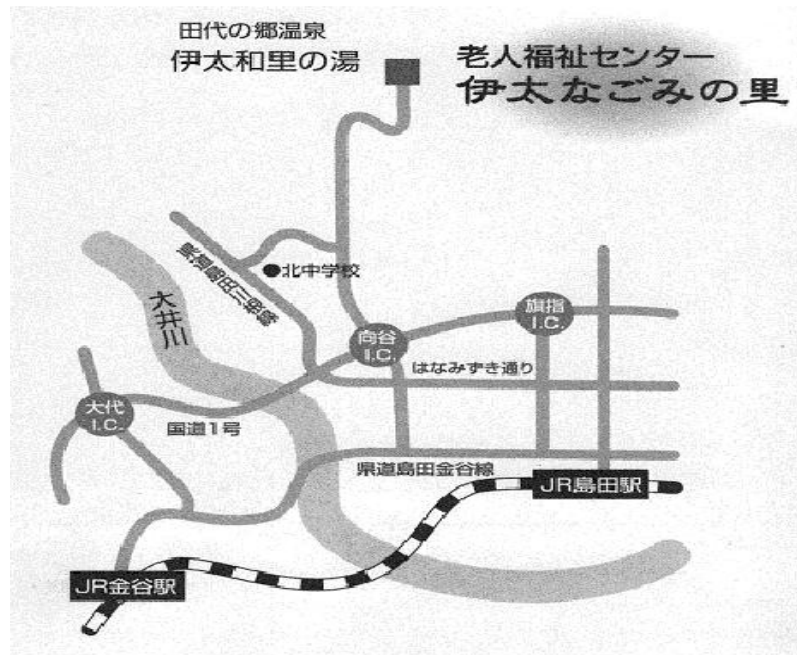
お住まいの地域のいきいきクラブ



## ■老人福祉センター（伊太なごみの里）■

老人福祉センターは、高齢者の皆さんの健康増進及び福祉の向上を図り、趣味や娯楽活動の場を提供する施設です。高齢者の団体の集会や趣味グループの活動にご利用ください。

- （対象者） ①市内在住のおおむね70歳以上の方  
②市内在住のおおむね60歳以上の方で組織される団体
- （施設・設備） 大広間（定員96人）、サークル室3室（各定員18人）、浴室  
※大広間には、舞台やカラオケ設備があります。
- （所在地） 島田市伊太1番地の134  
※「田代の郷温泉 伊太和里の湯」のとなり



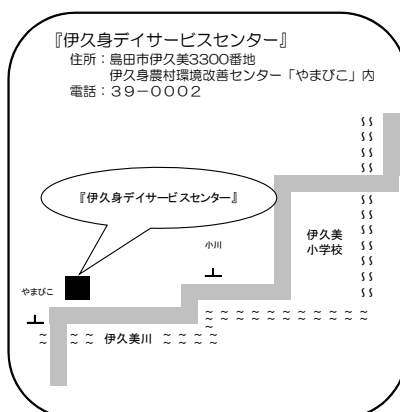
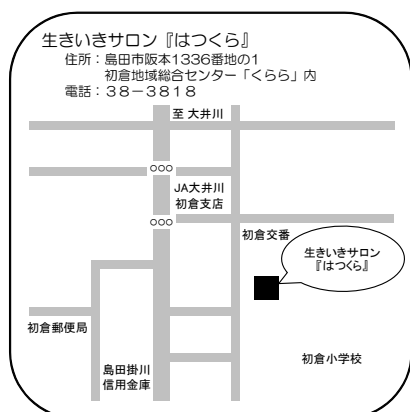
- （アクセス） JR島田駅からコミュニティバスがあります。
- （使用料） 無料（原則）
- （申込み） 予約が必要です。3か月前の月の初日から受け付けます。
- （問い合わせ先） 島田市立老人福祉センター「伊太なごみの里」（35-2555）  
長寿介護課 高齢者政策係（34-3293）

## ■生きがい活動支援通所事業■

- (対象者) 次の全てに該当する方  
 ①60歳以上の方  
 ②要介護認定や要支援認定を受けていない方  
 ③家に閉じこもりがちな方
- (内容) 高齢者に適した趣味の活動、生きがい活動、日常動作訓練、スポーツ活動などを行うことで、自立生活を支援し、要介護状態になることを予防します。

### (対象施設)

名称	実施日	場所
生きいきサロンはつくら	月～金曜日	島田市阪本 1336 番地の1 初倉公民館「くらら」内
伊久身 デイサービスセンター	月・水・金曜日	島田市伊久美 3300 番地 伊久身農村環境改善センター「やまびこ」内
生きがい対応型デイサービスセンターふれあい	月～金曜日	島田市島 581 番地の3



- (利用回数) 週1回  
 ※介護保険の通所型サービスと併用しての利用はできません。
- (利用時間) おおむね午前10時～午後3時30分  
 ※利用施設および曜日により違いがあります。
- (利用料) 1日 300円(昼食代は別途集金します。)
- (送迎) 利用にあたっては、徒歩または家族の送迎をお願いします。  
 家族が送迎できない場合、当事業の送迎をご利用になれますが、車両の席数や送迎ルートの関係上、ご希望に添えない場合があります。

- ( 申請手続き )
- ① 利用希望の方は各施設に電話をいれてから、見学の日を決めください。
  - ② 見学後「高齢者等在宅生活支援事業利用申請書」「診療情報提供書」をお渡ししますので、記載後、長寿介護課へ提出してください。
- ※「診療情報提供書」は、かかりつけ医に記載をしてもらう書類となります。(書類作成にかかる費用は、利用希望者の負担となります。)
- ( 問い合わせ先 ) 長寿介護課 総合窓口 (34-3298)  
長寿介護課 高齢者政策係 (34-3293)

### ■食生活相談■

- ( 対象者 ) 市内在住の方
- ( 内 容 ) 赤ちゃんから高齢者までの栄養・食生活相談(要予約)
- ( 日 程 ) 毎月2回、島田市ホームページをご覧ください。
- ( 会 場 ) 保健福祉センター「はなみずき」 1階
- ( 問い合わせ先 ) 健康づくり課 健康支援係(34-3281)

### ■健康チェック&健康相談■

- ( 対象者 ) 市内在住の方
- ( 内 容 ) ①食事や健康の相談、②歯科相談、③骨密度測定、④体組成測定もできます。(※骨密度測定は、1年以上測定していない方が対象)
- ( 日 程 ) 年4回、島田市ホームページをご覧ください。
- ( 会 場 ) 保健福祉センター「はなみずき」 1階
- ( 問い合わせ先 ) 健康づくり課 健康支援係(34-3281)

### ■生活管理指導短期宿泊事業■

- ( 対象者 ) ①65歳以上の方  
②要介護認定や要支援認定を受けていない方  
③宿泊により、生活習慣等の指導および体調を整えることが必要な方
- ( 内 容 ) 養護老人ホームへの短期間の宿泊により日常生活の支援・指導を行い、要介護状態になることを予防します。
- ( 利用日数 ) 年7日以内
- ( 利 用 料 ) 1日あたり380円(食事代は別)
- ( 問い合わせ先 ) 長寿介護課 高齢者政策係(34-3293)

## 高齢者の日常生活を支援するサービス

### ■ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業■

- (対象者) ①ひとり暮らし世帯の65歳以上またはこれに準ずる世帯  
または  
②市内の肢体不自由または視覚障害により身体障害者手帳1・2級を持っている方で、ひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯
- (内容) 対象者の自宅に、緊急通報装置、火災感知器、ガス漏れ警報器を設置し、緊急時には警備会社から警備士が出動するとともに、消防署、扶養義務者・協力員等へ連絡します。また、電話による安否確認を週1回行うとともに相談業務を行います。
- (利用料) 設置料、利用料、保守料等はありません。ただし、機器の自動点検を1日1回電話回線で行うため、ダイヤル通話料が月々300円程度かかります。
- (その他)
  - ・緊急時に必要なため、ご自宅の合鍵を警備会社でお預かりします。
  - ・扶養義務者と緊急時に駆けつけることのできる原則3名の「協力員」を登録します。
  - ・以下の回線の固定電話が必要です。
    - ◎NTT アナログ回線
    - ◎NTT 光回線
    - ◎TOKAIケーブルネットワーク光回線
    - ◎ソフトバンクテレコム「おとくライン」
    - ◎KDDI メタルプラス（※現在は新規加入終了）※利用中の電話回線が不明な場合は、長寿介護課 高齢者政策係へ（34-3293）お問い合わせください。警備会社が調査に伺います。
- ・対象外の場合でも自費での利用が可能です。
- (問い合わせ先) 長寿介護課 総合窓口 (34-3298)  
長寿介護課 高齢者政策係 (34-3293)  
福祉課 障害者支援係 (36-7154)



## ■配食サービス事業■

- (対象者) 次の全てに該当する方  
①市内にお住まいの65歳以上の方  
②高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方  
③身体機能の低下や傷病等の理由により、調理が困難で他に食事支援を行う人がいない方  
※身体状況等の確認のため職員が訪問してお話を伺います。
- (内容) 栄養のあるバランスのとれた昼食を配達するとともに、手渡しによる安否の確認を行います。
- (利用回数) 利用希望者の身体状況などに応じて決定します。
- (利用可能日) 週6回まで(月～土曜日)
- (休業日) 日曜日、祝日、年末年始  
※お盆は都合によりお休みをする日があります。
- (利用料) 島田・金谷地区 ごはんセット 1食 330円  
おかずのみ 1食 280円  
川根地区 ごはんセット 1食 350円  
おかずのみ 1食 290円
- (その他) 事業開始後、年に一回、利用開始月に身体状況等の確認のため、職員が訪問します。
- (問い合わせ先) 長寿介護課 総合窓口 (34-3298)  
長寿介護課 高齢者政策係 (34-3293)  
福祉課 障害者支援係 (36-7154)

## ■成年後見制度利用支援事業■

成年後見制度とは、認知症などで判断能力が低下した方が安心して自分らしく生活していくために、その人の権利を法的に支援する制度です。成年後見制度を利用される際、市では次のような支援を行っています。

### 1.市長申立て制度

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所へ利用の申立て(申請)をする必要があります。本人または4親等内の親族が申立てをすることになっていますが、これができない場合は、市長が行う制度です。

### 2.申立費用及び報酬の助成

申立ての費用や後見人への報酬の支払いが困難な方を対象に、申立て費用、後見人への報酬を助成します。

### 3.成年後見人等への通知送付先登録届

成年後見を受ける人への市からの各種通知(国民健康保険、税金など)の送付先を一括して成年後見人宛に変更する手続きです。

(問い合わせ先) 包括ケア推進課 地域支援係 (34-3288)

## ■成年後見支援センター■

認知症、知的障害、精神障害等の理由により、判断能力が低下した方の権利擁護に係る相談や成年後見制度の申し立てに関する相談、申し立ての手続き支援を行います。

( 問い合わせ先 ) 島田市社会福祉協議会 生活あんしん推進班 (35-6244)

## ■日常生活自立支援事業■

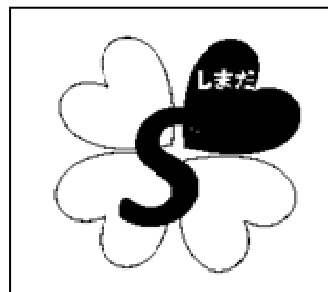
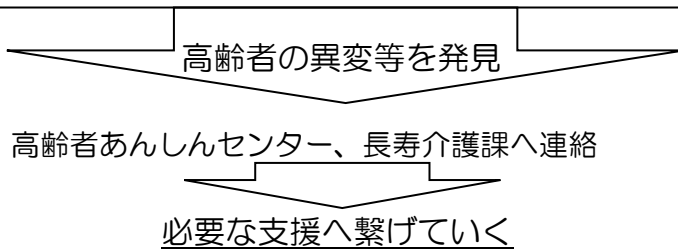
- ( 対象者 ) 認知症や知的障害・精神障害などにより、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方  
※一定の判断能力のある方が対象となります。
- ( 内容 ) 「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類等の預かり」を行います。
- ①福祉サービスの利用援助
    - ・福祉サービスに関する情報提供、助言、利用手続きなどのお手伝い
  - ②日常的な金銭管理サービス
    - ・公共料金等の支払いや金融機関での出金などのお手伝い
  - ③書類等の預かりサービス
    - ・保険証書、預金通帳、印鑑などの大切な書類の保管
- ( 利用手続 ) 島田市社会福祉協議会にご相談ください。職員(専門員)がお話を伺いながら、具体的な援助のための「支援計画」を作ります。この支援計画に基づき、契約を結んでサービスが始まります。  
※この契約はいつでもやめることができます。
- ( 利用料 ) 契約後提供されるサービスについては有料です。  
※生活保護を受けている方は無料
- ( 問い合わせ先 ) 島田市社会福祉協議会 生活あんしん推進班 (35-6244)  
※相談は無料です。秘密は厳守します。

## ■地域高齢者見守りネットワーク事業■

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者を見守り、支援するネットワークです。

自治会や民生委員・児童委員の活動や新聞配達業者等の通常業務の中で、高齢者の異変等を早期に発見し、高齢者あんしんセンターや長寿介護課に連絡することで、必要な支援に繋がっていきます。

協力団体・・・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、いきいきクラブ  
 医療機関・・・医師会、薬剤師会、歯科医師会  
 行政機関・・・消防署、警察署、福祉課、水道課、生活安心課  
 協力事業所・・・新聞配達業者、郵便事業者、水道・電気検針業者、宅配業者  
 ヤクルト・牛乳配達業者、ドラッグストア、タクシー、  
 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、薬局  
 介護サービス事業者、ケアマネット（市内ケアマネジャーで構成された任意団体）



（問い合わせ先）長寿介護課 高齢者政策係（34-3293）

## ■もしもの安心ノート■

（内容）

普段は忘れていた出来事や思いも、書くことで気づいたり、確認できたりすることがあります。「もしもの安心ノート」は、もしもの時の準備や心構えはもちろん、これからの人生設計のきっかけになりますのでぜひご活用ください。

例：自分の基本情報、家族・友人について  
 遺言について、これまでの道のり

（入手方法）

長寿介護課窓口で配布しています。また、島田市ホームページからダウンロードして入手できます。

「島田市 もしもの安心ノート」で検索してください。

（問い合わせ先）

長寿介護課 高齢者政策係（34-3293）



## ■リビング・ウイル（生前の意思表示）■

### 『もしものとき』の医療・ケアに対する希望

「もしものとき」とは、不慮の事故や病気の悪化、あるいは老衰などにより「できる限りの治療をしても、回復する見込みがなく、生命維持処置を行わなければ、比較的短期間で死に至るであろう、不治で回復不能の状態」です。そのときの、医療・ケアの方針や、どのような生き方を望むか等を、日頃から家族などの信頼できる方や、医療・ケアチームと繰り返し話し合うことが大切です。また、内容は、その都度文書にまとめておき、本人、家族等と医療・ケアチームで共有しておくことがとても重要です。

あなたの意思を尊重します。あなたが書けない場合は、代筆してもらってください。あなた自身で判断できなくなったとき、主に大切なご家族や主治医の参考になると思われる。

この希望は、いつでも修正できます。この希望に法的な意味はありません。

（配布・問い合わせ先）

▼リビング・ウイルの用紙は説明後にお渡しします。

包括ケア推進課 連携推進係（34-3296）

各高齢者あんしんセンター（1ページ参照）

ケアマネジャー

薬局（チシン薬局・あおば薬局・みつあい薬局・うんの薬局・六合ひがし薬局

・成岡薬局井口店・嘉十薬局・森善薬局・元島田薬局）

**「わたし」らしく生ききる**

誰にもいつか来る最期のとき、どんな治療やケアを望みますか。  
主治は「わたし」や「わたし」を大切に思う人たち。

散歩ができなくなった。買い物に行けなくなった。寝いりができなくなった。  
でも……  
新聞を読んだり、図を眺めたり、いろんな人と話したり。  
今の「わたし」ができることを楽しみ続けたい。  
「わたし」がありがとうと笑顔で最期を迎えることが、  
「わたし」の大切な人たちも幸せになれると信じて……。

**「もしものとき」の医療・ケアに  
ついての生前の意思表示**

★リビング・ウイル★

**携帯カード** 携帯カードは必要事項を記入し、常に持っていますよう。

**「もしものとき」のために**  
家族の対応  
なにかしらの準備  
おくり言葉  
財物  
などに入れておいてほしいものがあれば、

「もしものとき」の医療・ケアについての  
生前の意思表示 ★ 携帯カード ★

1 該当する項目をチェック 必ずしてください。  
① 署名欄  
② 希望する  
③ リビング・ウイル  
④ 作成済み  
⑤ 作成していない  
記入日 年 月 日  
本人署名



## ■家具等転倒防止対策事業■

- (対象者) 次の①②のいずれかに該当する方  
①65歳以上のみの世帯（一人暮らし世帯を含む）  
②身体障害者手帳の交付を受けている障害者、または療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯  
※過去に同事業を利用している世帯は対象外
- (内容) 家具等を床、柱、壁等に金具で固定し、災害時における被害の軽減を図ります。取り付ける金具は、1つの家具の転倒防止のために必要な総数を1組とし、1軒あたり3組までです。（特殊な取り付け金具は除く）
- (利用手続) 危機管理課、金谷地域総合課、川根地域総合課に備えてある家具等転倒防止事業実施申請書に必要事項を記入のうえ、各施設までお申込みください。
- (利用料) 無料です。ただし、テレビ・冷蔵庫の固定等、特殊な取り付け金具を使用するものは別途金具代が発生する場合があります。
- (問い合わせ先) 危機管理課 危機管理担当（36-7320）



## ■命を守る安全空間整備費補助金■

- (対象者) 次の①②③全てに該当する方
- ①市内に住所を有している者であること
  - ②次に掲げる用件の全てに該当する住宅の所有者又は居住者であること
    - (1) 市内に存するものであること
    - (2) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅であって、居住の用に供している地階を除く階数が2以下のもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）
    - (3) 耐震診断（わが家の専門家診断事業又は島田市既存建築物耐震性向上事業）の結果、耐震評点が1.0未満であり、かつ、耐震診断後に耐震補強工事を行っていないものであること
    - (4) 居住者の所有でない住宅又は共有である住宅にあつては、設置について所有者又は他の共有者の承諾を得ているものであること
  - ③この制度又はその他の市の補助金の交付を受けて設置したことがない者であること
- (内容) 地震発生時に命を守る安全な空間を住宅内に確保するため、耐震シェルターや防災ベッドを設置する方に、補助金を交付します。
- (利用手続) 事前に耐震診断をする必要があるため、詳細については危機管理課までご連絡ください。
- (補助額) ①耐震シェルターは、本体経費25万円と床下補強工事費5万円をそれぞれ限度とし、合計30万円を限度とします。  
②防災ベッド、防災ベッドフレームは、本体経費25万円を限度とします。
- (問い合わせ先) 危機管理課 危機管理担当 (36-7320)

## 在宅で高齢者を介護している家族のためのサービス

### ■家族介護用品支給事業■

- (対象者) 次の①～④を満たす方のおむつ交換や交換の手助けをしている市内在住の家族等（※居宅介護サービス事業者等（ヘルパー）がおむつ交換の大半を行っている場合は対象外）
- ①市内の65歳以上の在宅高齢者
  - ②介護保険の要介護認定で要支援以上に認定された方
  - ③失禁がみられるため、常時おむつを必要としている方
  - ④自力でのおむつ交換が難しい方
- (内容) 介護用品の支給
- (支給用品) 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、ドライシャンプー  
その他排泄に関する商品（消耗品に限る。）
- (支給金額) 月額 3,000円分（島田市家族介護用品支給券）  
※ 申請月の翌月から送付を開始します。  
（状況により2か月後のこともあります。）
- (利用方法) 家族介護用品支給券を、薬局等の支給券取扱店で介護用品と交換します。
- (申請方法) 長寿介護課総合窓口で申請書の提出をお願いします。申請の際は介護保険の保険証をお持ちください。
- (問い合わせ先) 長寿介護課 総合窓口 (34-3298)  
長寿介護課 高齢者政策係 (34-3293)

#### ●利用されている方へ●

- ① 介護保険施設や病院へ入所・入院した場合は、家族介護用品支給券が利用できません。「入所・入院連絡票」を提出してください。
- ② 退所・退院後、在宅生活に戻った時は、再度「介護用品支給申請書」の提出が必要です。

### ■家族介護者交流事業■

- (対象者) 市内の65歳以上の要支援・要介護認定者を介護している、市内在住の家族
- (内容) 高齢者を介護している方同士が交流し、介護についての情報交換を行う「介護者のつどい」や、バスによる日帰り旅行を行います。また、介護方法等の知識や技術を学ぶ介護教室を開催します。
- (利用料) 食費等の実費負担があります。
- (問い合わせ先) 長寿介護課 高齢者政策係 (34-3293)  
島田市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所しまだ (34-3232)

## ■認知症家族会■

- (対象者) 市内に住む認知症の方の家族  
 (日程) 毎月第2月曜日(休日の場合は第1または第3月曜)  
 午後1時30分～3時  
 (会場) 保健福祉センターはなみずき  
 (内容) 参加者の交流会  
 (問い合わせ先) 包括ケア推進課 地域支援係(34-3288)

## ■認知症カフェ■

- (内容) 認知症カフェは、認知症の方やその家族・知人・医療やケアの専門職、そして認知症について気になる方、認知症以外でも家に閉じこもりがちの方などが気軽に集まり和やかな雰囲気の中で交流を楽しむ場所です。また、専門職がスタッフとして参加しているため、認知症の相談にも応じます。

- (問い合わせ先) 包括ケア推進課 地域支援係 (34-3288)

### 認知症カフェ一覧

令和5年6月末現在

中学校区	カフェ名称	会場
第一	ゆったりカフェ	グループホーム あかり(宮川町)
	一期一会のオレンジカフェ	aer カフェ(向谷)
第二	島田オレンジカフェ	みどりや健康ステーション(中央町)
六合	東町オレンジカフェ	あったか広場 一会(東町)
初倉	つながる広場くらら	初倉地域総合センター くらら
川根	駅前お茶飲み会	家山駅前プラザ家山

## ■徘徊高齢者等事前登録事業■

- (対象者) 市内で在宅で生活しており、認知症であることにより行方不明となるおそれのある高齢者又はこれに準ずる方
- (内容) 認知症であることにより行方不明となった高齢者等を、なるべく早く発見・保護するため、対象者の情報を事前に市に登録し、島田警察署や各高齢者あんしんセンターと共有します。
- (利用手続) 事前登録を希望する対象者の配偶者又は4親等内の親族は、包括ケア推進課にご申請ください。  
また、以下のQRコードから電子申請もできます。
- (利用料) 無料
- (その他) 本事業に登録された方の中で条件に合致する方は、市が契約する個人賠償責任保険（認知症のある方が、偶然な事故で他人をケガさせたり他人の物を壊してしまった場合に、損害賠償を1億円まで補償する保険）に加入できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
- (問い合わせ先) 包括ケア推進課 地域支援係（34-3288）  
各高齢者あんしんセンター（1ページ参照）

スマートフォンなどから電子申請が可能です。  
先に写真をご用意いただくとスムーズです。



## 要介護高齢者を支援するサービス

### ■訪問看護ステーション■

- (対象者) 病気や障害のために、訪問看護を必要とする方。  
※年齢制限はありません。
- (内容) 医師の指示のもと、看護師等がご家庭に訪問し、病状や健康状態、薬の内服などの管理・点滴や経管栄養や傷の処置などの医療処置・痛みや便秘、発熱などの苦痛の緩和・リハビリなどを行います。
- (利用料) 各種保険(医療保険・介護保険)により、決められた金額
- (問い合わせ先) 健康づくり課 訪問看護ステーション係(34-3284)

### ■訪問歯科診療■

- (対象者) ご家庭で療養していて、歯科医院への通院が困難で、かつ自宅での歯科診療が可能な方
- (内容) ご家庭に歯科医師が訪問し、歯科治療を行います。治療を始める前に歯科衛生士が訪問し、口腔状態をチェックすることもあります。
- (利用料) 医療保険の自己負担分
- (申込み) 申込みが必要です。  
ケアマネジャーに相談または下記まで直接お問い合わせください。
- (問い合わせ先) かかりつけ歯科医または  
健康づくり課 健康支援係(34-3281)

### ■訪問口腔相談■

- (対象者) ご家庭で療養している方
- (内容) ご家庭に歯科衛生士が訪問し、口腔ケアの相談に応じます。
- (利用料) 無料
- (問い合わせ先) 健康づくり課 健康支援係(34-3281)

### ■薬剤師の在宅訪問■

- (対象者) 病気や障害のために、薬剤師の訪問を必要とする方
- (内容) 医師・歯科医科の指示のもと、薬剤師がご家庭を訪問し、薬についての説明や服薬に関する相談、薬の面から健康管理のサポートをします。
- (利用料) 各種(医療保険・介護保険)により、決められた金額
- (問い合わせ先) 島田薬剤師会(36-7760)

## ■福祉車両貸出し■

- (対象者) 島田市内にお住まいで、自力歩行での外出が困難な方
- (運転者) 運転手は利用者で定めてください。(※運転者以外に、介助者が必要になります。)
- (使用範囲) 病院・施設への送迎、福祉団体が主催する行事への参加、官公庁等への行政サービスの申請等の利用等。その他の利用(余暇等)については、ご相談ください。※当日に返却できる範囲
- (利用方法) ○利用にあたっては、所定の登録申請書、誓約書、利用申込書を島田市社会福祉協議会へ提出してください。申請書は社会福祉協議会窓口にあります。  
○車両の空き状況の確認や予約は電話でも可能です。
- (利用料) ○利用料は無料ですが、利用する距離に応じて自費で給油していただきます。帰着時、最寄りの給油所にて給油してください。  
○ストレッチャー、車いすは無料で貸し出します。
- (利用日) 月に利用できる回数は、原則2回までです。それ以上はご相談ください。  
※ ゴールデンウィーク、12月29日～1月3日と車両の事故、点検、その他特別な事情が生じた場合は、ご利用できません。
- (利用時間) 原則、平日の午前8時30分～午後5時15分までです。  
※ 早朝・夜間・土日祝日の利用についてはご相談ください。
- (問い合わせ先) 島田市社会福祉協議会 地域つながり推進班(35-6244)

## ■車いす貸出し事業■

- ( 対 象 者 ) 島田市内にお住まいの、歩行が困難で、車いすが必要な方  
ただし、一時的に利用する方
- ( 内 容 ) 一時的な病気・けが等の場合や高齢などで歩行困難な方の通  
院・旅行など移動手段と、日常生活の向上にご活用ください。
- ( 貸出期間 ) 原則として1か月以内
- ( 貸 出 日 ) 原則、平日の午前8時30分～午後17時15分
- ( 利用方法 ) 利用にあたっては、下記までお問い合わせください。
- ( 利 用 料 ) 無料
- ※ ただし、使用中の故障等の修理は借受者の負担となります。

貸出場所	住所
島田市社会福祉協議会 本所	島田市大津通2番の1
島田市社会福祉協議会 川根支所	島田市川根町身成3100番地
特別養護老人ホームみどりの園	島田市中河375番地の1
特別養護老人ホームあすか	島田市中河町326番地の1
特別養護老人ホームかなや	島田市島536番の1
障がい者支援施設 垂穂寮	島田市落合645番地の13
ゆたか保育園	島田市若松町2538番地の1
五和保育園	島田市牛尾1111番地
りなむ	島田市金谷中町2100番地の1

- ( 問い合わせ先 ) 島田市社会福祉協議会 地域つながり推進班 (35-6244)